

◆◆高額療養費制度 ・ 自己負担限度額 早見表◆◆

【 令和8年8月診療分より適用 】

適用区分 (標準報酬月額)	高額療養費の対象となる自己負担限度額			付加給付の対象となる 自己負担限度額
	70歳未満	70歳以上		
		外来 (個人ごと)	外来・入院の合計 (世帯ごと)	
83万円以上	ア	270,300円 + (医療費 - 901,000円) × 1% ≪ 多数該当 ・ 140,100円 ≫		50,000円
53万円～79万円	イ	179,100円 + (医療費 - 597,000円) × 1% ≪ 多数該当 ・ 93,000円 ≫		
28万円～50万円	ウ	85,800円 + (医療費 - 286,000円) × 1% ≪ 多数該当 ・ 44,400円 ≫		25,000円
26万円以下	エ	61,500円 ≪多数該当・44,400円≫	22,000円 一般 61,500円 ≪年間上限・144,000円≫ ≪多数該当・44,400円≫	
低所得者 (住民税非課税)	オ	36,900円 ≪多数該当・24,600円≫	低所得Ⅱ 11,000円 25,700円	
			低所得Ⅰ 8,000円 15,700円	

≪ 多数該当 ≫

同じ世帯で、直近12ヵ月間に高額療養費が支給された月数が
3ヵ月以上(3回以上)になった場合の4ヵ月目(4回目)以降に適用

低所得Ⅱ・住民税非課税、年金収入80～160万円の被保険者とその被扶養者

低所得Ⅰ・住民税非課税、年金収入80万円以下の被保険者とその被扶養者